

入札監理小委員会における審議結果報告

法務本省内 LAN システム等の更新整備及び運用管理業務

法務本省内 LAN システム等の更新整備及び運用管理業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 26 年度から民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を下記のとおり報告する。

1. 確保されるべき公共サービスの質について

【論点】

SLA の稼働率の計算式は年間でなく月間で計算するのが適切ではないか。SLA に係る是正措置では 1 か月ごとになっている。

【対応】

稼働率の目標は年間で設定するものの 1 か月ごとに SLA の達成状況を報告させ、SLA が達成できなかった、または、達成できない恐れがある項目について改善策を求める。

（資料 1-2 通し番号 13 頁、71 頁）

2. 実施期間に関する事項について

【論点】

現行本省内 LAN 等の運用は、本調達に含まれない旨の記載が必要ではないか。

【対応】

本調達対象外を明記した。

（資料 1-2 通し番号 14 頁、64 頁）

3. 入札に参加する者の募集に関する事項について

【論点】

入札手続（スケジュール）で、入札公告から提案書提出までの期間を伸ばすことは可能か。

【対応】

入札公告を 3 月上旬から 2 月下旬に、入札説明会の時期を 3 月中旬から上旬に変更した。

（資料 1-2 通し番号 17 頁）

4. 設計・開発段階でのチェック体制について

【論点】

受託者が設計・開発を行う部分について、次回調達の参入障壁とならないように、法務省（コンサルタント事業者を含む）が、設計内容や受託者の独自技術の採用の有無及び妥当性について確認を行う旨を記載すべきである。

【対応】

受託者が、設計・構築・移行の各段階において作成する基本設計書、詳細設計書、移行計画書等の内容について、法務省（コンサルタント事業者を含む）の承認を得ることを記載した。

（資料 1-2 通し番号 74 頁）

5. 受託者の引継ぎについて

【論点】

本調達における受注者が設計・開発を行う部分について、次回調達の参入障壁とならないように、次期事業者への引継ぎの際に、必要な情報を開示することを記載するべきではないか。

【対応】

受託期間満了時に業者変更が生じた場合、必要な事務引継ぎ（必要な情報の開示を含む）を行わなければならない旨を明記した。

（資料 1-2 通し番号 28 頁、91 頁）

6. 従来の実施状況に関する情報の開示について

【論点】

ヘルプデスクの等の業務量について、件数だけでなくできれば作業時間についても記載するべきではないか。

【対応】

ヘルプデスク等の運用業務については、案件ごとに作業時間が異なり、案件ごとの作業時間を測定していないことから、記載は困難であるものの、月次報告などから業務量を把握できるものを入札までに項目別にとりまとめ、閲覧可能とする。

7. 意見招請（パブリックコメント含む）の結果報告

12 者から 77 件（同様の内容を含む）の意見等が提出された（パブリックコメントは意見なし）。うち、24 件について修正を行った。主な修正理由については、誤解を避けるため、単純な誤り、補足することで内容がより明確化されるようなものであった。

【主な修正内容】

(1) 誤解を避けるための修正

（資料 1-2 通し番号 64 頁、69 頁～70 頁、87 頁、105 頁、
頁 123）

(2) 単純な誤り

（資料 1-2 通し番号 P108 頁、P115 頁、P116 頁、P119 頁、
P121 頁、P123 頁～124 頁、126 頁～128 頁、131 頁～132 頁、
140 頁）

(3) 内容の明確化

（資料 1-2 通し番号 P68 頁、P109 頁、P113 頁、P116 頁、118
頁～119 頁、141 頁）

以上